

稼働状況別にみた生活保護被保護世帯数の推移

(単位: %、世帯)

	2010年	2012年	2014年	2016年	2018年
現に保護を受けた世帯	99.7	99.6	99.5	99.5	99.5
世帯主が稼働の世帯	10.8	11.9	13.1	13.5	13.3
常用	7.6	8.5	9.6	10.1	10.0
常用以外	3.2	3.4	3.6	3.4	3.3
世帯員が稼働の世帯	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3
稼働者がいない世帯	86.4	85.1	83.8	83.5	83.9
保護停止中の世帯	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5
被保護世帯計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
被保護世帯数	141万49	155万8510	161万2340	163万7045	163万7422

※ 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報データベース」第267表「被保護世帯数(世帯主の労働力類型別)」より作成。http://www.ipss.go.jp/ssj-db/ssj-db-top.asp 参照。

高齢者負担増を考える

④ 世代間不公平を生み出す元凶

政府は75歳以上の窓口負担を現在の1割から2割へと引き上げることを決めた。高齢者負担増をどう考えるべきか。佐久大学特任教授の唐鎌直義氏に連載で解説してもらう。(全6回)



社会保障の負担と給付に関して、日本ではつとに世代間不公平が問題視

社会保障の恩恵を十分に受けられないという不満が共有されてしまっていること、これが世代間不公平の元凶である。

子育て支援乏しく 貧困の再生産

現役世代にとつて重要な度が高いのは児童手当(欧米では家族手当と呼ぶ)である。子どもの養育は「社会の責任」と考える欧州諸国と違って、日本では親子中心の頻発に象徴されるように「親の責任」と考える傾向が非常に強い。18歳未満の子どもに対する親の扶養義務は共通だが、欧州諸国では子どもの養育費を社会(国)がより多く負担することで、人生の最も多感な時期を送る少年少女が「貧困の世代的連鎖」を極力経験しないようになっている。完全無償の義務教育が達成されているのもそれが理由である。日本では、授業料の無償化だけが実現されているに過ぎない。

失業者見放す 自己責任論

また日本では、失業した人への経済的支援が非常に希薄である。そのことに警鐘を鳴らす研究者が非常に少ない。失業(失業手当)に対する1人当り社会支出はフランスが最も高く849ドル、2位のドイツが500ドルと続くが、日本はわずか85ドルでフランスの10分の1。目を疑うほどの低さである。フランスとドイツは、低いの米国と日本であり、欧州4カ国では日本の2〜4倍にもなっている。その理由は、児童手当が一人親世帯など

の低所得世帯に重点的に支給されるものではなく、全児童に普遍的に支給されるものだからである。資本主義社会では「機会の平等」(学卒時に同じスタートラインに立つこと)が重要である。それを軽視すると経済の成長が鈍化しかねない。「機会の平等」を実現するためには「普遍的給付」としての家族手当が必要になる。日本の場合、子どもの養育は親の責任。特に親の経済力に左右される。その象徴が「議員4代目、家業は政治家」である。これでは歌舞伎役者と同じだが、世襲議員には才能の開花も芸の研鑽も欠けている。「地盤(後援会)・看板(知名度)・靴(金)の継承」が大勢とされている。

積極的労働政策(職業訓練、就労支援)に対する1人当り社会支出は、最も高いスウェーデンが1020ドルであるのに対して、日本は75ドルで最下位。スウェーデンの13分の1、ドイツの7分の1という低さである。これで先進国の一員と言えるのだろうか。

働く者の貧困を支えない生活保護

生活保護に対する1人当り社会支出も6か国中4位(171ドル)と、評価できるレベルに達していない(スウェーデンの4分の1)。その理由は、生活扶助基準の低さのせいというよりも、稼働能力者のいる世帯(たとえ一人親世帯や長期失業者世帯)の貧困に生活保護が適切に対応していないせいである。表は被保護世帯の数を稼働状況別に見たものだが、受給世帯の83・9%が「稼働者が1人もいない世帯」で占められている。自立支援、就労支援が叫ばれて久しいが、稼働者のいる世帯はこの8年間に2・5%(約4万世帯)増えただけだ。コロナ禍で明らかになったように、生活保護は現役世代の貧困に対応できていないのである。

待合室キャンペーン クイズで考える 私たちの医療

総選挙の論点も

医療制度改善のきっかけとしての選挙の論点も紹介。全国での取り組みを呼び掛けます。

ご注文・お問い合わせは協会・医会、保団連まで・ウェブから解答も

休業保障制度 受付中!!

加入日 2022年4月1日

もしもの長期休業でも 入院も 自宅療養も 最長730日の充実保障

通算500日 + 最長230日(1回限り)

再発や後遺症でも、通算500日まで、何度でも給付を受けられます。

通算500日を超えて連続して休業している場合は、最長230日の範囲で給付を受けられます。

傷病休業給付金 1日 6,000円/□
入院給付金(加算) 1日 2,000円/□

自宅 1日 3,000円/□
入院 1日 6,000円/□

掛金は 加入から 上がらない

一般的な所得補償保険の保険料 年齢とともに増加 65歳 70歳
休業保障制度の掛金 年齢が上がっても上がらない 34歳 40歳 45歳 50歳 55歳 60歳 75歳(満期)

新型コロナ 疑い含む も給付対象

陰性(疑い)での休業の際は、休業中に受診(オンライン・電話受診含む)いただく必要があります。給付の詳細は、協会へお問合せください。

コロナ以外の傷病全般にも、手頃な掛金で備えられる制度なんです。

●資料請求・お問い合わせは、ご所属の保険医協会・保険医会まで。
●お申し込みの際は、必ずパンフレット等をお読みください。

休保 検索 クリック!

一般社団法人 全国保険医休業保障共済会